

第46号議案

中間市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年11月29日提出

中間市長 福田 浩

中間市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例

中間市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和26年中間市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条中「期間、」の次に「その発令日に受ける」を加え、「（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額（中間市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年中間市条例第27号）第12条に規定する報酬を除く。））」を削り、「勤務地手当」を「地域手当」に改め、「合計額」の次に「（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、中間市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年中間市条例第27号）第11条第4項に規定する基準月額。以下この条において同じ。））」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

中間市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上1年以下の期間、<u>その発令日に受ける給料の月額及びこれに対する地域手当の合計額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、中間市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年中間市条例第27号)第11条第4項に規定する基準月額。以下この条において同じ。)</u>の10分の1以下に相当する額を減ずるものとする。<u>この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</u></p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上1年以下の期間、給料の月額<u>(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額(中間市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年中間市条例第27号)第12条に規定する報酬を除く。))</u>及びこれに対する勤務地手当の合計額の10分の1以下に相当する額を減ずるものとする。</p>